

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）</p> <p>1 - 1 - 2 用語の定義 追加</p> <p>1 - 1 - 7 工事カルテ作成、登録</p> <p>請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。（ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに発注者に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）</p> <p>1 - 1 - 2 用語の定義</p> <p style="color: red;">40. 工事完成とは、請負者が契約図書に記載された工事を工期内に完成させ、佐世保市財務規則に基づき完成届を提出した日をいう。</p> <p>1 - 1 - 7 工事カルテ作成、登録</p> <p>請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。（ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。しかし、工事請負代金額 2,500 万円を超えて変更する場合は、変更時登録を行うものとする。）</p> <p style="color: red;">変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。</p> <p>また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに発注者に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>

長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)新旧対照表

改正前	改正後
<p><b>1 - 1 - 21 建設副産物</b></p> <p>5 . 請負者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合、または再生資源利用計画書及び再生利用促進計画書を作成しない場合であっても、最終請負金額が<b>5 0 0万円</b>以上の工事については、工事完了後速やかに<b>再生資源利用実施書</b>及び<b>再生資源利用促進実施書</b>を紙データと伴に電子データ（建設リサイクルデータ統合システム（通称 CREDAS）Ver.2005.9.2 以上（平成 17 年度版以降）に限る。）により<b>監督員に提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1 - 1 - 34 事故報告書</b></p> <p>請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに<b>監督員</b>に通報するとともに、所定の様式（事故報告書）により<b>監督員が指示</b>する期日までに、<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1 - 1 - 38 諸法令の遵守</b> 追加</p>	<p><b>1 - 1 - 21 建設副産物</b></p> <p>5 . 請負者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合、または再生資源利用計画書及び再生利用促進計画書を作成しない場合であっても、最終請負金額が<b>5 0 0万円</b>以上の工事については、工事完了後速やかに<b>再生資源利用実施書</b>及び<b>再生資源利用促進実施書</b>を紙データと伴に電子データ（建設リサイクルデータ統合システム（通称 CREDAS）Ver.2005.9.2 以上（平成 17 年度版以降）に限る。）により<b>監督員に提出</b>しなければならない。<b>なお、設計図書に記載された事項が、優先されるものとする。</b></p> <p><b>1 - 1 - 34 事故報告書</b></p> <p>請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに<b>監督員</b>に通報するとともに、<b>所轄労働基準監督署及び所轄警察署などのほか関係機関へ直ちに連絡し、適正に処理</b>しなければならない。 <b>また、所定の様式（事故報告書）を監督員が指示</b>する期日までに、<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1 - 1 - 38 諸法令の遵守</b></p> <p>(80) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 18 年法律第 62 号）</p> <p>(81) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）</p> <p>(82) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）</p>

改正前	改正後
<p><b>2 - 8 - 3 混和材料</b></p> <p>5 . 混和剤として用いる流動化剤は、土木学会 コンクリート用流動化剤品質基準 (案) 3.品質の規格に適合するものとする。</p> <p>6 . 急結剤は、土木学会 コンクリート用急結剤品質規格 (案) 3.品質の規格に適合するものとする。</p> <p><b>2 - 9 - 3 コンクリート二次製品の耐久性向上</b></p> <p>( 1 ) コンクリートヒューム管 ( 6 ) シールドセグメント  ( 2 ) コンクリート杭 ( 7 ) コンクリートブロック  ( 3 ) プレキャスト桁 ( 8 ) コンクリート矢板  ( 4 ) プレキャスト擁壁 ( 9 ) その他</p> <p><b>2 - 13 - 1 一般事項</b></p> <p>4 . <b>請負者</b>は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。</p> <p>JIS K 5621 (一般用さび止めペイント)  JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント)  JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)  JIS K 5624 (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント)  JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)  JIS K 5627 (ジクロロメートさび止めペイント)  JIS K 5628 (鉛酸ジクロロメートさび止めペイント)</p>	<p><b>2 - 8 - 3 混和材料</b></p> <p>5 . 混和剤として用いる流動化剤は、<b>JSCE-D 101</b> に適合するものとする。</p> <p>6 . 急結剤は、<b>JSCE-D 102</b> に適合するものとする。</p> <p><b>2 - 9 - 3 コンクリート二次製品の耐久性向上</b></p> <p>( 1 ) コンクリートヒューム管 ( 6 ) シールドセグメント  ( 2 ) コンクリート杭 ( 7 ) コンクリートブロック  ( 3 ) プレキャスト桁 ( 8 ) コンクリート矢板  ( 4 ) プレキャスト擁壁 ( 9 ) その他  <b>( 5 ) コンクリート函渠</b></p> <p><b>2 - 13 - 1 一般事項</b></p> <p>4 . <b>請負者</b>は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。</p> <p>JIS K 5621 (一般用さび止めペイント)  JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント)  JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)  JIS K 5624 (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント)  JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)  JIS K 5627 (ジクロロメートさび止めペイント)  JIS K 5628 (鉛酸ジクロロメートさび止めペイント)  <b>JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)</b></p>

改正前	改正後
<p><b>3 - 3 - 2 材 料</b></p> <p>2 .縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第1編2 - 9 - 2セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の縁石については JIS A 5307 に準ずるものとする。</p> <p><b>3 - 3 - 14 桁製作工</b></p> <p>(4)溶接施工試験</p> <p><b>請負者</b>は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施行試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。</p> <p><b>3 - 3 - 15 工場塗装工</b></p> <p>2 .<b>請負者</b>は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は<b>設計図書</b>に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。</p> <p>1種ケレン</p> <p>塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去(素地調整のグレードは、SIS規格でS a 2.5以上)し、鋼肌を露出させたもの。</p> <p><b>3 - 3 - 16 コンクリート面塗装工</b></p> <p>3 .<b>請負者</b>は、次の場合、塗装を行ってはならない。</p> <p>(1)気温が、エポキシ系塗料を用いる場合で 10 以下のとき、ポリウレタン系塗料を用いる場合で 0 以下のとき</p>	<p><b>3 - 3 - 2 材 料</b></p> <p>2 .縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第1編2 - 9 - 2セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の縁石については JIS A 5308 に準ずるものとする。</p> <p><b>3 - 3 - 14 桁製作工</b></p> <p>(4)溶接施工試験</p> <p><b>請負者</b>は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施<b>工</b>試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。</p> <p><b>3 - 3 - 15 工場塗装工</b></p> <p>2 .<b>請負者</b>は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は<b>設計図書</b>に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。</p> <p>1種ケレン</p> <p>塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去(素地調整のグレードは、<b>ISO</b>規格でS a 2.5以上)し、鋼肌を露出させたもの。</p> <p><b>3 - 3 - 16 コンクリート面塗装工</b></p> <p>3 .<b>請負者</b>は、次の場合、塗装を行ってはならない。</p> <p>(1)気温が、エポキシ系塗料を用いる場合で <b>5</b> 以下のとき、ポリウレタン系塗料を用いる場合で 0 以下のとき</p>

改正前	改正後
<p><b>3 - 6 - 3 コンクリート舗装の材料</b></p> <p>3 . コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、材令 28 日において求めた曲げ強度で 4.4MPa とするものとする。</p> <p>4 . 転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、L、A 及び B 交通においては 4.4MPa、また C 交通においては 4.9MPa とするものとする。</p> <p><b>3 - 6 - 5 アスファルト舗装工</b></p> <p>3 . <b>請負者</b>は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(13) <b>請負者</b>は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1 層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の 3 倍以上かつ 10 cm 以上、最大厚さの上限は 20 cm 以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を 25 cm とすることができるものとする。</p> <p><b>3 - 6 - 6 コンクリート舗装工</b></p> <p>12 . <b>請負者</b>は、コンクリート舗装のコンクリートの養生を以下の各規定に従って行わなければならない。</p> <p>(3) <b>請負者</b>は、後期養生として、初期養生に引き続き現場養生を行った供試体の曲げ強度が 3.4MPa 以上となるまで、スポンジ、麻布、むしろ等でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう散水しなければならない。また、養生期間を試験によらないで定める場合</p>	<p><b>3 - 6 - 3 コンクリート舗装の材料</b></p> <p>3 . コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、材令 28 日において求めた曲げ強度で <b>4.5MPa</b> とするものとする。</p> <p>4 . 転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、L、A 及び B 交通においては <b>4.5MPa</b>、また C 交通においては <b>5.0MPa</b> とするものとする。</p> <p><b>3 - 6 - 5 アスファルト舗装工</b></p> <p>3 . <b>請負者</b>は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(13) <b>請負者</b>は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1 層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の 3 倍以上かつ 10 cm 以上、最大厚さの上限は 20 cm 以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を <b>30</b> cm とすることができるものとする。</p> <p><b>3 - 6 - 6 コンクリート舗装工</b></p> <p>12 . <b>請負者</b>は、コンクリート舗装のコンクリートの養生を以下の各規定に従って行わなければならない。</p> <p>(3) <b>請負者</b>は、後期養生として、初期養生に引き続き現場養生を行った供試体の曲げ強度が <b>3.5MPa</b> 以上となるまで、スポンジ、麻布、むしろ等でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう散水しなければならない。また、養生期間を試験によらないで定める場合に</p>

改正前	改正後
<p>には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1-1-6第1項の<b>施工計画書</b>に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。</p> <p>(4) <b>請負者</b>は、コンクリートが少なくとも圧縮強度が4.9MPa、曲げ強度が0.9MPaになるまで、凍結しないよう保護し、特に風を防がなければならない。</p> <p>13. <b>請負者</b>は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。</p> <p>(3) <b>請負者</b>は、舗装施工便覧8-3-3転圧コンクリートの配合条件に基づいて配合条件を決定し、<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(4) <b>請負者</b>は、舗装施工便覧8-3-3転圧コンクリートの配合設計の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを<b>確認</b>して示方配合を決定し、<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、<b>設計図書</b>に示さない場合は表3-31によるものとする。</p>	<p>は、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1-1-6第1項の<b>施工計画書</b>に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。</p> <p>(4) <b>請負者</b>は、コンクリートが少なくとも圧縮強度が<b>5.0MPa</b>、曲げ強度が<b>1.0MPa</b>になるまで、凍結しないよう保護し、特に風を防がなければならない。</p> <p>13. <b>請負者</b>は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。</p> <p>(3) <b>請負者</b>は、<b>転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2</b>配合条件に基づいて配合条件を決定し、<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(4) <b>請負者</b>は、<b>転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-3-1</b>配合設計の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを<b>確認</b>して示方配合を決定し、<b>監督員の承諾</b>を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、<b>設計図書</b>に示さない場合は表3-31によるものとする。</p>



長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)新旧対照表

改正前										改正後														
表 3 - 31 示方配合表										表 3 - 31 示方配合表														
種別	粗骨材の最大寸法(mm)	コンシステンシーの目標値(%、秒)	細骨材率s/a(%)	水セメント比W/C(%)	単位粗骨材容積	単位量(kg / m <sup>3</sup> )					単位容積質量(kg/m <sup>3</sup> )	粗骨材の最大寸法(mm)	コンシステンシーの目標値(%、秒)	細骨材率s/a(%)	水セメント比W/C(%)	単位粗骨材容積	単位量(kg / m <sup>3</sup> )					単位容積質量(kg/m <sup>3</sup> )	含水W(%)	
						水W	セメントC	細骨材S	粗骨材G	混和剤							水W	セメントC	細骨材S	粗骨材G	混和剤			
理論配合示方配合											理論配合示方配合													
備考	(1)設計基準曲げ強度 = (2)配合強度 = (3)設計空隙率 = (4)セメントの種類： (5)混和剤の種類：				N/mm2 N/mm2 %  					(6)粗骨材の種類： (7)細骨材のFM： (8)コンスタン-評価法： (9)施工時間： (10)転圧コンクリート運搬時間： 分					MPa MPa %  				(6)粗骨材の種類： (7)細骨材のFM： (8)コンスタン-評価法： (9)施工時間： (10)転圧コンクリート運搬時間： 分					
<p>14. 請負者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(9) 注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-32を標準とする。</p>										<p>14. 請負者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(9) 注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-32を標準とする。</p>														
表 3 - 32 注入目地材(加熱施工式)の品質										表 3 - 32 注入目地材(加熱施工式)の品質														
試験項目		低弾性タイプ			高弾性タイプ					試験項目		低弾性タイプ			高弾性タイプ									
針入度(円鍵針)		6 mm以下			9 mm以下					針入度(円鍵針)		6 mm以下			9 mm以下									
弾性(球針)					初期貫入量 0.5~1.5 mm 復元率 60%以上					弾性(球針)					初期貫入量 0.5~1.5 mm 復元率 60%以上									
引張量		3 mm以上			10 mm以上					引張量		3 mm以上			10 mm以上									
流れ		5 mm以下			3 mm以下					流動		5 mm以下			3 mm以下									

長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)新旧対照表

改正前	改正後
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工 - 施工指針 (昭和 61 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成 2 年 8 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 - 軟弱地盤対策工指針 (昭和 61 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-のり面工・斜面安定工指針 (平成 11 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 - 土質調査指針 (昭和 61 年 11 月)</p> <p>土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成 6 年 7 月)</p> <p>建設省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成 10 年 12 月)</p> <p>建設省 堤防余盛基準について (昭和 44 年 1 月)</p> <p>土木研究センター</p> <p>ジオキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成 12 年 2 月)</p> <p>国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル (平成 5 年 6 月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工 - 施工指針 (昭和 61 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成 2 年 8 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 - 軟弱地盤対策工指針 (昭和 61 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-のり面工・斜面安定工指針 (平成 11 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工 - 土質調査指針 (昭和 61 年 11 月)</p> <p>土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成 16 年 9 月)</p> <p>国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成 14 年 5 月)</p> <p>建設省 堤防余盛基準について (昭和 44 年 1 月)</p> <p>土木研究センター</p> <p>ジオキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成 12 年 2 月)</p> <p>国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル (平成 5 年 6 月)</p> <p>国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準 (平成 18 年 6 月)</p> <p>国土交通省 発生土利用基準 (平成 18 年 8 月)</p>
<p>4 - 5 - 1 一般事項</p> <p>3 . 請負者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表 4 - 4 に従い施工しなければならない。</p>	<p>4 - 5 - 1 一般事項</p> <p>3 . 請負者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表 4 - 3 に従い施工しなければならない。</p>



改正前	改正後
<p><b>4 - 5 - 4 路床盛土工</b></p> <p>4 . 路床の盛土材料の最大寸法は 20 cm程度とするものとする。</p> <p><b>第 2 節 適用すべき諸基準</b></p> <p>(社)日本圧接協会 鉄筋のガス圧接工事標準仕様書(平成 11 年)</p> <p><b>5 - 6 - 4 打設</b></p> <p>5 . 請負者はコンクリートポンプを用いる場合は、土木学会コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送の規定によらなければならない。また、<b>請負者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</b></p> <p><b>5 - 6 - 9 養生</b></p> <p style="text-align: center;">表 5 - 3 コンクリートの養生期間</p> <p>[注]寒中コンクリートの場合は、第 1 編第 3 章第 10 節寒中コンクリートの規定による。</p> <p><b>5 - 7 - 6 ガス圧接</b></p> <p>5 . 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし、周辺のすき間は 3 mm 以下とするものとする。</p>	<p><b>4 - 5 - 4 路床盛土工</b></p> <p>4 . 路床の盛土材料の最大寸法は <b>10</b> cm程度とするものとする。</p> <p><b>第 2 節 適用すべき諸基準</b></p> <p>(社)日本圧接協会 鉄筋のガス圧接工事標準仕様書(平成 <b>17 年 4 月</b>)</p> <p><b>5 - 6 - 4 打設</b></p> <p>5 . 請負者はコンクリートポンプを用いる場合は、土木学会コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送の規定によらなければならない。また、<b>請負者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。また、圧送作業は、国家資格を有する者またはこれと同等以上の技能を有する者を選定するのが望ましい。</b></p> <p><b>5 - 6 - 9 養生</b></p> <p style="text-align: center;">表 5 - 3 コンクリートの養生期間</p> <p>[注]寒中コンクリートの場合は、第 1 編第 <b>5</b> 章第 10 節寒中コンクリートの規定による。</p> <p><b>5 - 7 - 6 ガス圧接</b></p> <p>5 . 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし、周辺のすき間は以下のとおりとする。</p> <p><b>( 1 ) SD490 以外の鉄筋を圧接する場合：すき間 3 mm 以下</b></p> <p><b>( 2 ) SD490 の鉄筋を圧接する場合：すき間 2 mm 以下</b></p> <p style="padding-left: 2em;"><b>但し、SD490 以外の鉄筋を自動ガス圧接する場合は、すき間は 2 mm 以下とする。</b></p>

長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 この要領は、平成 17 年 11 月 21 日から適用する。</p>	<p>附 則 この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。</p>